

補助金名	産地パワーアップ事業費補助金
制度の趣旨	<p>■環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。</p> <p>■このため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。</p>
事業実施主体 (取組主体)	市町村、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等
補助対象事業 及び 補助対象経費	<p>■高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等</p> <p>■対象作物等：土地利用型作物、京野菜、果樹、花き、茶</p>
補助基準及び 補助要件	<p>■地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に位置づけられていること</p> <p>■個人の農業者の場合、以下の3項目を全て満たすこと</p> <p>①青色申告等により、農業経営に係る経理と家計が分離されていること</p> <p>②後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること</p> <p>③次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 認定農業者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>イ 認定新規就農者（事業実施期間中の認定予定者を含む）</p> <p>ウ 京力農場プランに位置づけられた農業者（事業実施期間中に位置づけられる予定の農業者を含む）</p> <p>エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けた者（事業実施期間中に設定等を受けることが確定している者を含む）他</p> <p>なお、詳細な要件、事業内容等については農産課にお問い合わせください。</p>
補助率	1 / 2 以内
根拠法令	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領（農林水産省制定） 京都府産地パワーアップ事業実施方針 補助金等の交付に関する規則 他
担当課・電話番号	農林水産部農産課・075-414-4959